

■2025 年度 A 日程 一般入学試験・実務経験者特別入学試験

法律科目試験「刑法」問題の出題趣旨・解説

【出題趣旨・解説】

甲については強盗致傷罪の成否、乙については共犯関係からの解消が認められるか否か、丙については、甲との関係で承継的共犯が認められるか否か、という点を中心に論じる必要がある。

甲には住居侵入罪が成立した後、窃盗の成立を確認する必要があるが、この点は多くの答案が指摘できていた。また、甲が C に金属製の箱を投げつけている行為を事後強盗罪にいう暴行として評価する場合、反抗を抑圧する程度の有形力の行使であると指摘する必要があるが、特段の検討なく認めている答案が数多くあった。さらに、丙は途中から事情を察し、甲に依頼されて C を暴行しているが、この行為を甲にとって事後強盗罪として評価する場合、丙の罪責をどう評価するか、つまり、丙に甲の窃盗が承継されるか否かを論じる必要がある。しかし、承継の問題を論じることなく、特段の理由なく、丙も事後強盗罪になるとしている答案が多かった。なお、承継さえるとしつつも、C の傷害については別途傷害罪としているものがあり、事後強盗行為と傷害結果とを別々に評価している理由が判然としなかった。

乙は甲との共犯関係の解消が認められるか否かが問題となるため、最決平成元年 6 月 26 日刑集 43 巻 6 号 567 頁などを念頭に、どのような場合に解消が認められるのかにつき基準を提示しつつあてはめる必要があったが、良く検討できている答案がある一方で、突如結論だけ述べている答案が散見された。なお、解消を認めなかったとして、最終的に乙に成立する犯罪が甲と同じなのかについては不明な答案が相当数あった。

以 上